

未ハル方針ナルヲ以テ或ハ紛争ヲ免レホルモノト
思料ス

以上

申(通)報先
内相、次官、局長、
社会局長官、
検事正、憲兵隊長

勞務甲第八七八號

大正十三年七月二十九日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿

社会局長官 池田 忠 殿

京都大阪神奈川兵庫

千葉山梨栃木茨城

各府縣 知事 殿

東京地方裁判所検事正 殿

日本電氣株會社従業員、労働争議ニ関スル件

標記會社日給社員(技工、園工、警守衛等)ヲ以テ組織